

中止事業について

(平成16年3月末時点)

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川事業	あつべつがわ 厚別川準用河川改修事業 北海道札幌市 (北海道 札幌市)	今後の改修予定区間においては、近年の離農傾向に伴って、特に農業資産の減少が著しく、事業費に対する効果が低いため事業を中止する。
	たかさがわ 高瀬川広域基幹河川改修事業(高瀬川) 長野県 (長野県 大町市等)	侵食防止のための根固め等の施設は必要ではあるが、計画流量に対して護岸工は完成しており、緊急性が低いことから、事業を中止する。
	どどがわ 松川広域基幹河川改修事業(百々川工区) 長野県 (長野県 須坂市)	残区間の背後地は畑地で浸水時の被害影響が小さいことに加え、地元調整が難航し事業休止の状態であることから、事業を中止とする。
	ふなと 諏訪地区低地対策河川事業(舟渡川) 長野県 (長野県 諏訪市)	当改修事業は、地盤沈下に伴う河道内への土砂押し出し及び流下能力不足による浸水被害の解消であるが、既に計画高水位までの改修が進み治水効果が得られている状態で平成11年度から休止状態となっており、事業費に対する効果が低いため、事業を中止とする。
	せとがわ 瀬戸川都市基盤河川改修事業 京都府 (京都府 京都市)	下流から延長見合いで75%の工事が完成し一定の治水効果を発揮している。未改修区間においては、景観上の配慮が求められる地域でもあり、かつ、事業の緊急性も低いことから、事業を中止とする。
	ひえ 松田川広域基幹河川改修事業(稗田川) 高知県 (高知県 宿毛市)	改修打ち切り区間より上流の左岸側は、山付け区間となり家屋への越水の影響がないこと。また、右岸側についても、国道56号の地盤が高く家屋への越水の影響がないことから、事業を中止する。
	おおたにがわ 大谷川高潮対策事業 高知県 (高知県 高知市)	本事業については、河床掘削を残し休止中であり、合流部下流河川の久万川が平成12年度に中止となったことから、河床掘削の実施される目処が立っていない。現状で、50年に1度発生するであろう洪水に対しての改修については、概成しているため、事業を中止する。
ダム事業	ときがわ 土器川総合開発事業 四国地方整備局 (香川県 琴南町他)	利水の目処が立たないことから、特定多目的ダム事業である土器川総合開発事業は中止する。 なお、今後、土器川の治水・利水・環境の問題に関しては、河川整備計画を策定する中で流域の意見を踏まえて検討する。
	まつつん 座津武ダム建設事業 沖縄総合事務局 (沖縄県 国頭村)	座津武ダムが水資源開発施設として必要性がなくなったことから、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。
	とくら 戸倉ダム建設事業 水資源機構 (群馬県 利根郡 片品村)	すべての新規利水予定者より事業から撤退する意向が示されたことから、水資源機構が実施する治水・利水共同事業としての戸倉ダム建設事業を中止する。 地元の振興対策等については、国土交通省及び水資源機構が関係機関と相談をして、積極的に支援する。 一方、利根川の治水対策においては、上流ダム群の整備が遅れており、戸倉ダムで計画した治水対策は依然として必要な状況にある。 利根川全体の治水安全度の向上のため、既設ダム群の再編等が有効であり、現在、利根川上流ダム群再編事業が実施計画調査中であることから、この中で戸倉ダムの治水対策部分も含めて検討を行う。
	いささき 磯崎生活貯水池建設事業 青森県 (青森県 西津軽郡 深浦町)	治水と利水の両面の必要性を併せ持つことから緊急性が高く事業を進めてきたが、水道事業の撤退により、利水の必要性がなくなり、治水上はボトルネック部の改修を行うことにより、県内同規模河川並みの現況治水安全度が確保できることから、当面、事業の緊急性が薄れたため事業を中止する。

ダム事業	<p>にいだがわ 新田川ダム建設事業</p> <p>福島県 (福島県 原町市)</p>	<p>利水上は、当面の水需要に対してダムによる水資源確保の必要性がなくなったこと、また、治水上は、河川改修事業により近年最大であった平成元年8月の洪水にほぼ対応できるため、利水に併せて多目的ダムとして整備する緊急性がなくなったことから、事業を休止するという県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。</p>
	<p>ひがしおあしがわ 東大芦川ダム建設事業</p> <p>栃木県 (栃木県 鹿沼市)</p>	<p>治水・利水上の必要性はあるが、ダム完成が大幅に遅れ、治水・利水計画に支障を来すことから、治水は段階的な河川改修で、利水は思川開発事業により代替が可能であり、事業費の縮減も可能ともなることから、事業を中止する。</p>
	<p>さなしがわ 佐梨川ダム建設事業</p> <p>新潟県 (新潟県 北魚沼郡 湯之谷村)</p>	<p>発電事業者の撤退により治水事業の負担額が増加し、費用に見合う効果が得られない状況となったため、事業を中止する。</p>
	<p>みなしがわ 三用川総合開発事業(三用川生活貯水池)</p> <p>新潟県 (新潟県 南魚沼郡 大和町)</p>	<p>地質調査の結果から、ダムサイト・ダム型式の変更による事業費の増加により、費用対効果が得られない状況となったため、事業を中止する。</p>
	<p>ながやすくち 長安口ダム貯水池保全事業</p> <p>徳島県 (徳島県 那賀郡 上那賀町)</p>	<p>本事業は、堆砂の進行が著しい長安口ダムにおいて、堆砂濁水対策計画として貯水池への進入路及び土捨て場等の建設であった。 事業は、掘削運搬が可能な貯水池への進入路まで完成したが、土捨て場の建設については、土捨て場である荒谷において、貴重種が発見され自然環境を保全すること等から、流域住民の合意を図ることが困難な状況となった。 よって本事業は、貯水池への進入路の建設で終了することとなった。 今後のダムの堆砂濁水対策については、河川整備計画を策定する中で幅広く検討する。</p>
	<p>しゃかいん 釈迦院ダム建設事業</p> <p>熊本県 (熊本県 中央町)</p>	<p>地質調査など詳細な調査を進めた結果、必要となる事業費が増大し、費用に見合う効果が得られなくなったとともに、他の治水代替策が経済的に有利となったため、事業を中止する。</p>
道路・街路事業	<p>たかほま 高浜生活貯水池建設事業</p> <p>熊本県 (熊本県 天草郡 天草町)</p>	<p>地質調査など詳細な調査を進めた結果、必要となる事業費が増大し、他の治水代替策が経済的に有利となったため、事業を中止する。</p>
	<p>しやうなかい 主要道路 静内中札内線</p> <p>北海道開発局 (北海道 静内町 ・ 中札内村)</p>	<p>北海道の「道道静内中札内線(道管理区間)の未改良区間においては、当分、新規の改築工事を行わない」との判断により、本路線への新たな交通需要を見込むことができず、幹線道路としての整備効果を期待することはできなくなったことから事業を中止する。</p>
	<p>かみさるひつぎはま 一般道道 上猿払清浜線</p> <p>北海道開発局 (北海道 猿払村 ・ 稚内市)</p>	<p>上猿払清浜線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ほっかいどう 一般道道 板谷路之台線</p> <p>北海道開発局 (北海道 中川町 ・ 幌加内町)</p>	<p>板谷路之台線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ほっかいどう 一般道道 夕張厚真線</p> <p>北海道開発局 (北海道 夕張市 ・ 厚真町)</p>	<p>夕張厚真線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
	<p>ましけどうべつ 一般道道 増毛当別線</p> <p>北海道開発局 (北海道 増毛町 ・ 当別町)</p>	<p>増毛当別線(開発道路)の残る区間は、残事業量が多大であるため事業期間が長期におよぶことや費用対効果が見込めないことから事業を中止する。</p>
<p>りやうしはん 道路改築事業 (国道371号龍神四バイパス)</p> <p>和歌山県 (和歌山県 日高郡 龍神村)</p>	<p>本事業は、県土の活性化や均衡ある発展のために、橋本市から新宮市間を結ぶ国道371号の道路整備として必要不可欠な事業である。 しかし、現在、龍神村と中辺路町を結ぶネットワークとして、県道龍神中辺路線が大きな役割を果たしており、その結果、これまで進めてきた龍神四バイパス事業の緊急な整備の必要性が低下し、他の未整備区間への重点整備の必要から事業を中止する方針とした。</p>	

<p>道路・街路事業</p> <p>一般県道 おはし橋 島根県 (島根県 西ノ島町、海士町)</p>	<p>にしのしまあま 西ノ島海士線 島前大 島前大</p>	<p>島内の道路整備を優先する必要があること、事業費が多大であり他の離島事業への影響が大きいこと、厳しい財政状況にあることから、島前大橋の建設を進めることは極めて難しい環境下であり、本事業を『休止』とする県の対応方針を踏まえ、国庫補助を中止する。</p>
<p>高崎渋川線 群馬県 (群馬県 高崎市)</p>	<p>たかさしぶか 高崎渋川線</p>	<p>長野新幹線開業に伴う在来線のダイヤ改正により当該踏切遮断時間が減少し、立体交差を図る緊急性が薄れたこと及び踏切の立体化について地元の合意形成にさらなる時間を要す見込みであるため事業を中止とする。</p>
<p>公園線外一線 長野県 (長野県安曇群豊科町)</p>	<p>こうえんせんほかいっせん 公園線外一線</p>	<p>西側の隣接区間の道路整備について、地域住民との合意形成にさらなる時間を要する見込みであり、事業着手の目途が立っていない。よって、国道147号との交差点以西の区間の整備を現在行っても整備効果が十分に発揮されないため、同交差点より西側の区間については事業を中止とする。 ただし、国道147号との交差点以東の改良はH15年度中に整備を行い、供用する。</p>
<p>東小千谷北地区土地区画整理事業 東小千谷北土地区画整理事業組合 (新潟県 小千谷市)</p>	<p>ひがしおぢやきた 東小千谷北地区土地区画整理事業 ひがしおぢやきた 東小千谷北土地区画整理事業組合 (新潟県 小千谷市)</p>	<p>地価の下落、宅地需要の減少等により事業収支が合わなくなったこと等により組合員の合意形成が困難となり事業の進捗が見込めないこと、当該事業の停滞が関連事業(国道事業等)の遅延の原因となっていることなどから、事業を中止する。</p>
<p>長内地区土地区画整理事業 久慈市 (岩手県 久慈市)</p>	<p>おさないちく 長内地区土地区画整理事業 くじし 久慈市 (岩手県 久慈市)</p>	<p>地権者の合意形成が困難で事業の進捗が見込めないこと、当該事業が河川改修等の遅延の原因となっていることから、新たな整備方策を検討することとし、事業を中止する。</p>
<p>伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業 伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業組合 (神奈川県 伊勢原市)</p>	<p>いせはらえききたぐち 伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業 いせはらえききたぐち 伊勢原駅北口A街区市街地再開発事業組合 (神奈川県 伊勢原市)</p>	<p>地価の下落により事業化の目処が立たなくなったとともに、権利者の合意形成が困難となったため、事業を中止する。</p>
<p>記念橋周辺地区市街地再開発事業 記念橋周辺地区市街地再開発事業組合 (愛知県 瀬戸市)</p>	<p>きねんばしゅうへん 記念橋周辺地区市街地再開発事業 きねんばしゅうへん 記念橋周辺地区市街地再開発事業組合 (愛知県 瀬戸市)</p>	<p>権利者の合意形成が難航し、地区内で計画していた公益施設(国際博との関係で遅延できないものであった)の建設が単独で行われるなど、事業化の目処が立たなくなったため、事業を中止する。</p>
<p>坂出駅北口地区市街地再開発事業 坂出駅北口地区市街地再開発事業組合 (香川県 坂出市)</p>	<p>さかいで 坂出駅北口地区市街地再開発事業 さかいで 坂出駅北口地区市街地再開発事業組合 (香川県 坂出市)</p>	<p>経済状況の低迷を受けて、商業床の保留床処分先が決まらない等事業化の目処が立たないことから、事業を中止する。</p>
<p>西小倉駅前第1地区市街地再開発事業 西小倉駅前第1地区市街地再開発事業組合 (福岡県 北九州市)</p>	<p>にしこくらえきまえだい 西小倉駅前第1地区市街地再開発事業 にしこくらえきまえだい 西小倉駅前第1地区市街地再開発事業組合 (福岡県 北九州市)</p>	<p>権利者の合意形成が難航するとともに、経済状況が悪化したのを受けてキーテナントが撤退する等事業進捗が見込めないことから、事業を中止する。</p>
<p>佐世保港 多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>させほこう 佐世保港 まえばた 前畑地区 多目的国際ターミナル整備事業 九州地方整備局 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>当該多目的国際ターミナルは、長崎県北部の地域振興のために必要かつ重要なターミナルである。しかしながら、社会経済情勢の変化等に伴い現時点では直ちに大型船の顕著な利用が見込めず航路・泊地の増進の緊急性が高くないことや、厳しい財政状況下における事業の優先順位、事業の進捗状況などを勘案し、ターミナルの暫定供用を図り主に中型船が利用する岸壁として有効利用することを優先しつつ、航路・泊地浚渫事業は一旦中止とした。</p>

<p>港湾整備事業</p>	<p>はまだこう ふくい 浜田港 福井地区 臨港道路整備事業 島根県 (浜田市 熱田町)</p>	<p>本事業については現地着工に至っていない中、港湾取扱貨物量が十分な伸びを示していないことにより整備の緊急性等が低くなっており、事業を一旦中止することが妥当と判断されたため。</p>
	<p>させほこう とどろき 佐世保港 轟地区 小型船だまり整備事業 佐世保市 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>事業の必要性はあるものの、連続する廃棄物海面処分場の事業中止により事業費が増大し投資効果が見込めないため。</p>
	<p>みすみこう にしこう 三角港 西港地区 旅客対応ターミナル整備事業 (熊本県 宇土郡 三角町)</p>	<p>三角港西港地区は、明治三代築港の一つであり、当時の姿を残す石積ふ頭、水路等が現存している。このような中、本事業は築港当時利用されていた3基の浮桟橋のうち、1基について復元することで進められてきたが、整備後の遊覧船発着場としての利用を考慮した場合、構造上の制約から当時の形状に復元するのは困難であるとともに、重要文化財の指定を受けたこともあり、当該浮桟橋の復元については更なる検討のための時間が必要と判断したため。</p>
	<p>しみずこう ひで 清水港 日の出地区 港湾緑地整備事業 (静岡県 清水市)</p>	<p>現在、休止を余儀なくさせられている用地取得については、今後も用地買収が困難であることから、事業中止が妥当であると判断された。なお、整備済みの部分については所要の目的が達成されるよう全体計画を見直した。</p>
	<p>みかわこう じんの 三河港 神野地区 港湾緑地整備事業 (愛知県 蒲郡市)</p>	<p>神野西ふ頭における社会情勢の変化により、当該緑地の整備をやむなく中止することとした。なお、三河港としての緑地の整備要請は引き続き強いことから、港湾計画を改訂し、新たに大崎地区において緑地を確保することとしている。</p>
	<p>させほこう とどろき 佐世保港 轟地区 廃棄物埋立護岸整備事業 (長崎県 佐世保市)</p>	<p>佐世保港前畑地区多目的国際ターミナル整備事業(国直轄)の事業中止に伴い、浚渫土砂処分が必要なくなったため。</p>
<p>住宅市街地 基盤整備事業 (旧住宅地 関連公共施設 等総合整備事 業)</p>	<p>とうえいもとなかせん 東栄元中子線 小千谷市 (新潟県 小千谷市)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業(土地区画整理事業)が事業中止となったため。</p>
	<p>ちやうお だおばせん 町道小田小浜線 隼人町 (鹿児島県 隼人町)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業の進捗が当面見込めないため。</p>
	<p>ちやうお だにしせん 町道小田西線 隼人町 (鹿児島県 隼人町)</p>	<p>住宅市街地基盤整備事業は、住宅地供給を促進するために関連して必要となる公共施設等の整備について補助する事業であり、補助の前提となる住宅地事業の進捗が当面見込めないため。</p>
<p>都市基盤整備 公団事業</p>	<p>しんかわさき 新川崎地区(土地区画整理事業) 都市基盤整備公団 (神奈川県 川崎市・横浜市)</p>	<p>川崎市が打ち出した、新駅設置を前提とした土地区画整理事業の事業中止の方針を受け、今後、市の都市計画決定及び事業要請を受ける目処がたたないことから、事業中止とする。</p>

都市基盤整備 公団事業	おやまだちく 小山田地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （東京都 町田市）	社会経済情勢の変化により、当地区での大量の宅地需要は見込めないことから、本事業を中止する。
	はちおうしかわぐちく 八王子川口地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （東京都 八王子市）	社会経済情勢の変化により、前回の再評価時と比較して一層施設用地需要が低迷していることから、本事業を中止する。
	みなみやまにちく 南山第二地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （兵庫県 加東郡 東条町）	隣接する南山地区に相当量の未処分宅地があり、当地区での宅地需要は見込めないことから、本事業を中止する。
	きづきた ひがちく 木津北・東地区（土地区画整理事業） 都市基盤整備公団 （京都府 相楽郡 木津町）	関西文化学術研究都市としての位置付けがあるものの、隣接する地区に今後供給予定の宅地が相当量あること、更に同地区に比べ交通条件が厳しいことから、公団による大量の宅地供給を主要な目的とする本事業は中止する。